

## 初診時にかかる選定療養費について

紹介状のない初診の患者さんより診療費とは別に「初診時 選定療養費」がかかります。

初診時 選定療養費5,100円  
(歯科は3,060円)

※令和元年10月より消費税増税に伴い料金が改正されております。

国の診療報酬改定により、平成28年4月1日から医療機関の機能分担や業務連携の推進を図るため、400床※以上の地域医療支援病院【済生館も該当】を、紹介状なしで受診された患者さんに対し、定額の徴収が義務付けられています

これを受け、当院では平成28年4月1日より「他の医療機関等からの紹介なしに直接来院した患者さん」については初診に係る費用（選定療養費）として上記のご負担をいただいておりますので、ご理解いただけますようよろしくお願いいたします。

下記の方は選定療養費の対象にはなりません

- ・ 紹介状持参の方
- ・ 救急車搬送の方
- ・ 診療後にそのまま入院となった方 など

※平成30年4月1日より、“500床以上”から“400床以上”に変更

## 再診時にかかる選定療養費について

文書による紹介の申し出を行ったにもかかわらず、当院を受診された場合は、「再診時 選定療養費」がかかります。

再診時 選定療養費2,550円  
(歯科は1,530円)

※令和元年10月より消費税増税に伴い料金が改正されております。

症状の安定した再診の患者さんに、当院担当医から文書による紹介の申し出を行ったにもかかわらず、当院を受診された場合は、上記の金額がかかります。

なお、当院担当医師が当院での治療が必要と認め、継続治療を行っている方はこの対象にはなりません。